資料3

新たなロードマップについて

トラック輸送における取引環境・長時間労働改善に向けた取組①

○下請け等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議〔平成27年12月設置〕

〔会議の目的〕 中小・小規模事業者が賃金の引上げをしやすい環境を作るため、平成26年12月の政労使合意等を踏まえ、 必要なコストの価格転嫁、取引先企業の収益の中小企業への還元など、取引条件の改善を図る。
〔会議メンバー〕 内閣官房副長官・内閣府副大臣・厚生労働副大臣・経済産業副大臣・国土交通大臣政務官ほか。

○トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画（全ト協）〔平成29年3月策定〕

平成28年10月開催の第8回下請け等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議を受けて、平成28年11月、国土交通省では全日本トラック協会に対し「自主行動計画」の策定を要請。平成29年3月、全日本トラック協会では理事会において「自主行動計画」承認。

○働き方改革実現会議 〔平成28年9月設置〕

平成28年9月、安倍内閣総理大臣を議長として設置。一億総活躍社会の実現に向けて様々な業界のトップと議論を行い、平成29年3月第10回会議において「働き方改革実行計画」を決定。

○自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 〔平成29年6月設置〕

第10回働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」において、従来は労働基準法の規制対象外であった自動車運転業務についても罰則付きの時間外労働上限規制が適用されることとされた。また、関係省庁横断的な検討の場を設けることとされ当会議を設置し、政府としての行動計画を策定・実施することとした。 平成29年8月、働き方改革「直ちに取り組む施策」の取りまとめ公表し、平成30年5月には「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画（88項目）」を決定。

○働き方改革実現に向けたアクションプラン（全ト協）〔平成30年3月策定〕

自動車運送業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議で取りまとめられた「働き方改革「直ちに取り組む施策」」を受け、全日本トラック協会にアクションプランの策定を要請。これを受けて全日本トラック協会では、平成30年3月、自動車運転業務の罰則付き時間外労働上限規制の適用（2024年（平成36年）4月）を前提（※）とした、トラック運送業界としての主体的取組を策定し国土交通大臣に提出。
※平成30年6月、労働基準法の一部改正成立。

トラック輸送における取引環境・長時間労働改善に向けた取組②

中国運輸局

2. トラック輸送における取引条件改善に向けた取組		2015／HJ27	2016	2017／H29	2018／H30	…	2023	2024
下請等中小企業の取引条件に関する関係府省等連絡会議（政府）		27.12 発足						
トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画 （全ト協）		28.11（要請）	29.3 策定					
働き方改革実現会議 （政府）			28.9 設置 → 29.3「働き方改革実行計画」決定					
自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 （政府）				29.6 設置 29.8「直ちに取り組む施策」公表	30.5 政府行動計画決定			
働き方改革実現に向けたアクションプラン （全ト協）				（要請）30.3 策定				
法令・通達								
働き方改革関連法（労働基準法の一部改正）	時間外労働				30.6 成立		36.4 上限規制	
	割増賃金率	（27.4閣議決定　31.4実施予定が先送りされ、35.4実施予定に）					35.4　25% →50%	
トラック運送業の適正運賃・料金検討会 （国交省他）			28.7 設置					
国交省通達	標準貨物自動車運送約款の一部改正			29.11 施行（29.8公布）				
	荷主勧告制度運用基準の見直し・荷待ち時間の記録義務付け			29.7 施行				

トラック輸送における取引環境・長時間労働改善に向けた取組③

中国運輸局

◯取引環境・長時間労働改善に向けた取組（動き）

No	日　付	取組（動き）	備　考
1	H28.12	（国土交通省） **取引条件改善のための関係省庁（農林水産省、経済産業省）への協力要請** 農林水産省 ⇒ 「農産品物流対策関係省庁連絡会議」設置 経済産業省 ⇒ ①自動車産業適正取引ガイドライン改訂し、業種別下請ガイドライン（※1）への反映 ※1　素形材産業、産業機械・航空機等、繊維産業、情報通信機器産業、建材・住宅設備産業、鉄鋼産業、化学産業、紙・紙加工産業 あわせて、国土交通省ホームページで、問題となり得る行為と望ましい取引事例等を紹介。（トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン） ②業種別下請ガイドラインを有しない小売業9団体に対して協力要請文書発出(※2)	※2　協力要請文書発出先 日本スーパーマーケット協会、日本ショッピングセンター協会、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本ボランタリーチェーン協会、日本専門店協会、新日本スーパーマーケット協会、日本チェーンドラッグストア協会
2	H29.7	（国土交通省） **荷待ち時間サンプル調査**　※加工食品、建築・建設用金属製品、紙・パルプ等輸送品目別の荷待ち時間の分析調査	約5,000者（うち約300者から回答あり）
3	H29.8.4	（国土交通省） トラック運送業の取引条件改善に向けた荷主企業等への協力要請について　〔国自貨第61号〕	（要請先）経済産業省 ※改正「標準貨物自動車運送約款」関係の広報
4	H29.9.22	（経済界） **長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言**	日本経済団体連合会（経団連）、日本商工会議所（日商）、経済同友会、全国中小企業団体中央会など110団体が宣言
5	H29.10	（国土交通省・全日本トラック協会） 「標準貨物自動車運送約款改正」並びに「荷主勧告制度の新たな運用」関係リーフレット周知	（要請先）荷主関係団体・荷主企業 610者に発送
6	H29.10.31	（中国運輸局） **トラック運送業における取引環境の改善に向けた協力依頼について**　〔中国自貨第144号〕 ・中国経済産業局からも同日付けで同要請先に協力依頼文書を発出	（要請先）中国経済連合会、各県商工会議所連合会、各県中小企業団体中央会、各県経済同友会を要請訪問
7	H29.10～12	（中国運輸局） **標準貨物自動車運送約款の改正に伴う周知活動**（説明会の開催）	中国管内各県で計31回開催
8	H30.2.～H30.4	（中国運輸局） **標準貨物自動車運送約款の改正に伴う手続きの催告**	県毎に実施（トラック協会広報誌3月号に掲載、トラック協会非会員に対しては文書により通知）
9	H30.6	（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会・全日本トラック協会） **適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解とご協力へのお願い**	（要請先）荷主関係団体・荷主企業1,008 H30.6.26～6.28文書を発送
10	H30.6.29	（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省） **「加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会」設置**	No.2の調査を受けて設置
11	H30.11.6	（厚生労働省・国土交通省・全日本トラック協会） **「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」及び事例集の公表**	発注量の平準化など13の類型による対応例を取りまとめ、102の事例を類型別に公表

新たなロードマップ

1.「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」ロードマップ

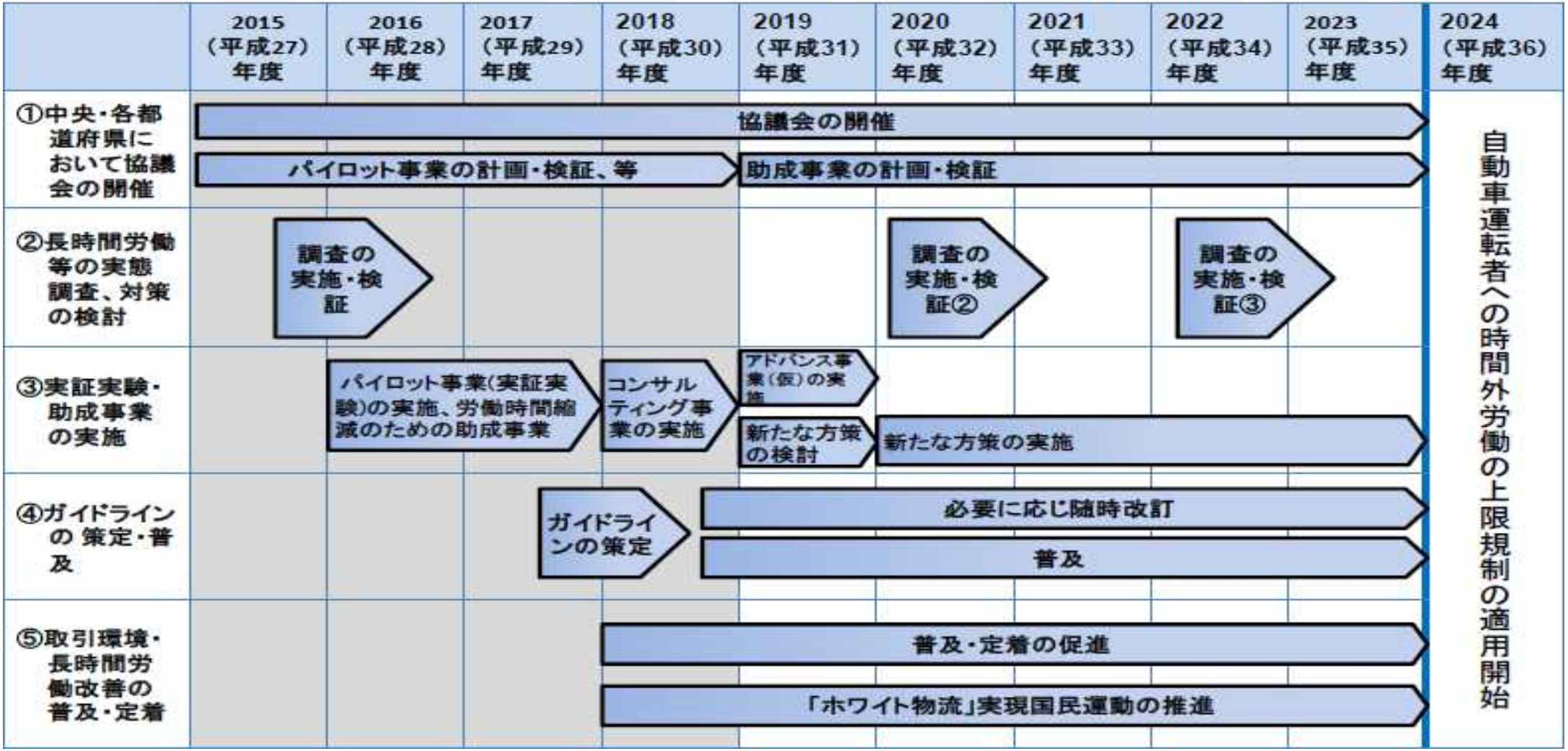

協議会設立の背景） 平成27年4月3日、中小企業に猶予されていた月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率（25%→50%）引き上げを平成31年4月から適用することが閣議決定された（※平成30年6月働き方改革関連法の成立により平成35年4月から適用に修正）。トラック運送事業者の99%は中小企業であり、かつ、総労働時間が長く、荷主都合による手待ち時間など、トラック運送事業者のみの努力では改善することが困難なため、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、行政機関（厚生労働省、国土交通省）等により構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、関係者が一体となって長時間労働の抑制を図ることとした。

（設置状況） 【 中央協議会： H27.5.20 】
【 地方協議会：（広島県）H27.7.23 （鳥取県）H27.7.27 （島根県）H27.8.3 （岡山県）H27.8.6 （山口県）H27.7.29 】

基政発 1101 第２号
基監発 1101 第１号
国自貨第 90 号
平成 30 年 11 月１日

都道府県労働局労働基準部監督課長　殿
各運輸局自動車交通部長等　殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
厚生労働省労働基準局監督課長
国土交通省自動車局貨物課長
（公印省略）

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」について

中央及び地方に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」（以下、中央に設置している協議会を「中央協議会」、各都道府県に設置している協議会を「地方協議会」という。）においては、平成 28 年度から平成 29 年度までの２か年にわたりパイロット事業を実施したところであり、今年度、パイロット事業で得た成果を「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」（別添１のとおり。以下「ガイドライン」という。）として策定し、その普及を通じて、トラック輸送における長時間労働改善策の定着を図ることとしている。

一方、先の通常国会において、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し、自動車運転の業務については、平成 36 年４月１日から時間外労働について年 960 時間までとする上限規制が適用されることとなったところである。

また、平成 29 年３月 28 日に働き方改革実現会議において決定された「働き方改革実行計画」（以下「実行計画」という。）の中では、「５年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。」とされており、引き続き、長時間労働改善に向けた取組を継続して実施していく必要がある。

これらの状況に鑑み、今年度及び来年度以降の地方協議会については、下記のとおりとするので、了知の上、必要な検討・対応を進められたい。

記

１　平成 30 年度の地方協議会について

⑴　今般策定したガイドラインについて、地方協議会を通じてその普及・定着を図ることとする。具体的には、各地方協議会の場に国土交通省貨物課が委託する説明者を派遣し各委員や荷主等に説明を行い、各委員からそれぞれの所属団体等の傘下会員等へ周知することとされたい。

⑵　⑴により開催する地方協議会の日程等については、国土交通省貨物課及びその委託者と地方運輸局貨物課の間で調整することとする。

2　平成 31 年度以降の地方協議会について

⑴　新たなロードマップについて

自動車運転の業務については、平成 36 年４月１日から時間外労働について年 960 時間までとする上限規制が適用されること、及び実行計画において「５年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。」とされていることに鑑み、中央協議会及び地方協議会については平成 31 年度以降もロードマップ（別添２）のとおり継続して長時間労働改善に向けた取組を実施していくこととする。

⑵　実証事業の実施について

実証事業については、別添ロードマップにも示したとおり、平成 31 年度については、アドバンス事業（仮称）として実施することを検討しているが、詳細については改めて通知する。

⑶　「ホワイト物流」実現国民運動（仮称）について

トラック運転者の不足に対応し、我が国の産業活動や国民生活に必要な物流機能を安定的に確保するため、農林水産省、経済産業省、国土交通省等の関係省庁と荷主や物流事業者の関係団体、労働組合等が連携し、労働生産性の向上と、女性や高齢者を含む多様な人材が現場労働者として活躍できる労働環境の実施に取り組む「ホワイト物流」実現国民運動（仮称）を強力に推進するための体制を立ち上げるとともに、順次、運動の拡大・深化を図っていくこととしている。

「ホワイト物流」実現国民運動（仮称）の詳細については現在、関係者と調整中であるが、中央協議会・地方協議会とも連携する見込みである。連携に当たっての詳細については、改めて通知する。